

令和3年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月26日(木) 午前10時から10時16分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

1番 加藤虎三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 小俣敏孝

長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。今日はまた暑くなりそうで、そういう中で皆さんにご出席をいただいて、本当にありがとうございます。1番の加藤虎三委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第8回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

5番、佐野委員、6番、小室委員、よろしく申し上げます。両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第10号についての事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号について説明いたします。

議案第10号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は298平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内在住の方で、譲渡人は議案書にございますとおり、さいたま市在住の方で、譲受人の妹であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

3枚目をご覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請

地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西コミュニティ広場の北東約350メートルのところ申請地になります。

この農地につきましては、先月の農業委員会で審議をしていただいた案件に関連する土地で、町外に住む兄弟が所有する農地を譲受人が集積し、自己の所有する農地と併せて適切に管理していきたいとの申請でございます。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第10号番号1の農地法第3条の許可申請に関する件につきまして申請書並びに添付書類を精査し、去る20日に地区担当の富田委員と帯同して、10時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、7月26日に議案第9号番号1で審議されました北側の農地298平米を申請者である町内在住の譲受人が、譲渡人であるさいたま市の居住者から売買にて取得するもので、申請されました現地は川西地内で、東

側に横瀬川が南北に流れている河川沿いに諏訪神社があり、同神社の南側に位置する農地です。

なお、添付資料によれば、令和3年5月12日に取得した登記事項証明書の住所は、戸田市が居住地で、令和3年6月15日に取得した住民票には昭和56年3月に転居していますので、前回審査の所見にも述べさせていただきましたことですが、今回の申請でも前回同様に譲渡人の住所が申請書にはさいたま市、登記事項証明書の所有者の住所は戸田市で異なりますので、早急に住所変更の手続をするべき助言が必要ではないかと、また今回は添付されておりませんが、農地取得の許可申請の場合には、農地取得要件を証明する農家証明書等を添付されることを望みます。

以上で推進員としての所見を終わらせていただきます。以上でございます。

議 長 ご苦労さまです。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、富田委員、お願いします。

富田委員 本日上程されました議案第10号につきまして所見を述べさせていただきます。

去る20日、荒船推進委員さんと共に現地調査をしてまいりました。先月ご出席の皆様にご審議していただきました議案案件と同様に、別のご兄弟の方の所有農地を所有権の移転をお願いするという案件でございます。事務局の説明にもありましたとおり、全ての条件を満たしている、また周囲に及ぼす影響も少ないと思われまますので、ご出席の皆様方のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時10分

議 長 再開をいたします。

質疑に移ります。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第10号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続いて、日程第4、議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認に関する件を議題といたします。

議案第11号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号について説明いたします。

議案第11号は、既に農地法第5条の許可を受けた事業の計画変更申請について早急に処理する必要があったため、県との協議、指導に基づき、会長判断により事務局にて進達いたしましたので、この案件に関しましてご承認いただくものでございます。

この計画変更申請の事業については、当初平成26年5月21日付指令秩農振第5—24号にて、4区画の建売住宅用地として許可されておりましたが、結果的に2区画での建売販売となっており、追認としての計画変更申請となります。

内容といたしましては、当初計画よりも広い敷地面積や、平屋住宅での需要が多く、販売促進を図るため4区画を3区画に減らして平屋1棟を販売、その後隣接地とのバランスや市場のニーズから、2区画を1区画にまとめて2階建て1棟を販売してしまったとのことであります。

本来であれば、事業計画の変更を行う段階で申請が必要となり、農業委員会で審議の上、意見書を県に進達、承認を得るわけですけれども、この手続がなされていなかったということでございます。申請者である事業計画者が、新たに秩父市の農地について転用許可申請を行ったところ、過去に受けた秩父郡市内における転用許可について完了届が未提出の事案が複数あることから、これらの完了届を提出するまで新規の転用許可は保留するとの県の指導が行われました。これを受け、当町にも当初の転用許可に対する完了届が提出されましたが、その状況が計画と異なることが発覚し、今回の申請に至った次第であります。

県との協議により、事業実施者、事業目的に変更はなく、計画内容のみの変更であること、既に事業実施済みで土地所有権の移転等も終了していることなどから、計画変更申請の提出を求め、追認にて承認やむなしとするとの指導を受けました。あわせて、指導に伴う転用許可の保留とはいえ、

速やかな対応を取ることとした県の指導により、郡市内で足並みをそろえて処理することとされました。

これにより、会長に事情を報告、判断を仰いだ上、令和3年8月3日付で許可相当の意見書を県に進達いたしました。その後、8月13日付で農地法第5条の規定による許可後の計画変更が県より承認されまして、8月17日に事業計画者から完了届が提出されました。保留されていました秩父市における新規の転用申請につきましては、8月18日付で許可されたとのことでもあります。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。
続いて、質疑に移ります。よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 質疑はないようなので、終結いたします。
お諮りします。上程中の議案第11号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。
よって、議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認に関する件につきましては、承認することといたします。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時16分)